

---

## 2 取締役の選任と独立社外取締役

---

# 取締役・執行役員を選任等に関するコード

1 取締役会で次の事項を決定し、開示する。

①経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続(原則3-1)

(例) 業務執行取締役及び執行役員の報酬は、取締役会で決定した報酬基準を基礎として社長がこれを決定する。

当該報酬基準は、当社の事業規模及びグローバルな人材確保の観点から業界水準を勘案して設定されており、役位に基づく報酬に個人の実績及び会社業績に連動する業績連動型報酬を加算して支給される。なお、役員退職慰労金はない。

【参考】経営陣の報酬は、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである(補充原則4-2①)

②経営陣幹部の選任・解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と公正かつ透明性の高い手続(原則3-1、補充原則4-3①)

(例) 取締役会において、各取締役から推薦を受け、取締役候補者【監査役・執行役員】を決定する。当該決定に当たっては、取締役会議案審議に必要な広汎な知識、経験及び実績を具備していること、管掌部門の問題を的確に把握し、他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、人望があり、法令及び企業倫理の順守に徹する見識を有することを基準とする。

【ポイント】

報酬基準、選任基準が明確でない会社は、抽象的なものでもいいので、取締役会で決定しておいた方が望ましい。

- 
- ③取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明(原則3-1)。その際、多様性(女性の活用も含む)と適正規模を両立させることに配慮(原則4-11前段、原則2-4)。
- 2 取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性(女性の活用も含む)及び規模に関する考え方を定め、……開示する。(原則4-11前段、補充原則4-11①、原則2-4)
- 3 取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。(補充原則4-11②)

#### 【ポイント】

- 1 取締役候補者・監査役候補者の選任についての説明や兼任状況は、株主総会参考書類等の個々の候補者欄に多様性に配慮して記載する。  
取締役会の規模(人数)に関する考え方は、取締役選任議案の(注)等に記載することも考えられる。
- 2 ダイバーシティ等については、事業報告の「対処すべき課題」に記載することになる。
-

# 独立社外取締役に関してやるべきこと

## 1 すべての上場会社

独立性判断基準を策定・公表(原則4-9)

(例)株主総会参考書類の役員選任議案、事業報告の役員に関する事項等に記載

## 2 独立社外取締役が取締役会の過半数に達しないが複数いる場合

① 独立社外者のみの定期的会合等の情報交換(補充原則4-8①)

② 筆頭独立社外取締役の選任(補充原則4-8②)

③ 指名・報酬等について独立社外取締役が関与する諮問委員会を設置(補充原則4-10①)

④ 独立社外取締役を3分の1以上とすることについて取り組みの方針(原則4-8)

## 3 独立社外取締役が1人である場合

① 独立社外取締役が2名以上いないことの説明・開示(原則4-8)

② 指名・報酬等について独立社外取締役が関与する諮問委員会を設置

## 4 独立社外取締役がいない場合

社外取締役を置くことが相当でない理由の説明・開示

(独立社外取締役が2名以上いないことの説明・開示)

(注) 社外有識者等が関与する指名・報酬等についての諮問委員会を設置することも検討した方がベター